

第2編 大学 > 第7章 学生生活

麗澤大学学生の集会・掲示・団体活動等に関する規程

昭和52年4月1日制定
平成29年4月1日最近改正

(開催)

第1条 学生が集会及び催しを開こうとするときは、あらかじめ学長の許可を受けなければならない。

(施設利用)

第2条 学生が課外活動のために学内施設を利用しようとするときは、あらかじめその旨を学生支援グループに届け出て、所管責任者の許可を受けなければならない。

(署名運動・掲示・配布等)

第3条 学生が署名運動、ヒラ及びパンフレット等の掲示若しくは配布及びアンケート調査等をしようとするときは、あらかじめ学長の許可を受けなければならない。

(団体結成)

第4条 学生が学内において学友会組織のほかには団体を結成しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

(顧問)

第5条 学長は、前条の許可願に対して、本学の教育目的実現に寄与するものと認めたものには、これを許可し、原則として専任教員より顧問を任命する。

(副顧問)

第5条の2 学生団体が副顧問を置くときは、顧問を通じて学長の許可を受けなければならない。
2 副顧問は、原則として専任の教員又は職員より学長が任命し、顧問の実務を補佐する。

(監督・コーチ)

第6条 学生団体が監督・コーチを置くときは、顧問を通じて学長の許可を受けなければならない。

(規則・役員)

第7条 学生団体の規則の設定、変更並びに役員任免については、学長の許可を受けなければならない。

(学外団体との連携)

第8条 学生団体が学外の団体と交渉又は連携しようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(報告義務)

第9条 学生の諸活動に関し、その届出責任者は、顧問を通じて学長の指示に従うとともに、その行為の結果を報告しなければならない。

(違反時の処置)

第10条 学生団体が本学の教育方針に反したとき、又は学長の指示に違反したときは、学長はその団体結成の許可を取り消し、活動の停止及び団体の解散、その他適当な処置を行う。

(事務の所管)

第11条 この規程に関する事務は、大学事務局学生支援グループが所管する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、学生委員会で検討し、協議会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

- 1 この規則は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成2年4月1日から改定施行する。
- 3 この規則は、平成4年4月1日から改定施行する。
- 4 この規則は、平成8年4月1日から改定施行する。
- 5 この規程は、平成18年4月1日から改定施行する。
- 6 この規程は、平成19年4月1日から改正施行する。
- 7 この規程は、平成24年4月1日から改定施行する。
- 8 この規程は、平成28年9月1日から改定施行する。
- 9 この規程は、平成29年4月1日から改定施行する。